# 甲府市農業委員会1月定例総会議事録

- 1. 日 時 平成30年1月30日(火曜日)午後3時00分から3時50分
- 2. 会場 ホテルクラウンパレス甲府
- 3. 出席委員(19名)

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

委員

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子 5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫 9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛 13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗 17番 山本 一

- 4. 欠席委員(0名)
- 5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進

農地係 係 長 田中 紀雄

係 長 佐野 慶一

主 事 一ノ瀬 匠

振興係 係 長 岡 正己

主 任 中沢 敏章

技 師 吉澤 雅貴

#### 6. 議 案

議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 平成30年2月告示分農用地利用集積計画について

# 報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第5号 農地法第3条の規定による許可後の使用貸借権合意解約について

報告第6号 返納届について

報告第7号 甲府市賃借料情報について

#### 午後3時00分 開会

# ○事務局(田中係長)

それでは、ただ今から、平成29年度1月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数19名中19名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしくお願いいた します。

# ○議長 (西名会長)

委員の皆さん、新しい年をご家族お揃いでお迎えのこととお喜び申しあげます。

#### 《以下 挨拶 略》

# ○事務局(田中係長)

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長 (西名会長)

ただ今から、甲府市農業委員会1月定例総会を、農業委員会等に関する法律並び に甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

それでは、本日の議事録署名委員ですが、11番の森信二委員、12番の花形滿 寛委員にお願いを致します。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条による競・公売適格証明願についてを議題とします。事 務局から説明してください。

# ○事務局(佐野係長)

今月の第3条の競・公売適格証明願は1件であります。競売や公売の物件で登記地

目が農地である場合、参加者は入札に先立って3条許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は競売地を農地のまま耕作したいという方の3条の資格審査を求めるものです。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの競・公売適格証明願 3 条No.1 をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

中道橋北交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・西面・北面は用悪水路及び道路、南面は農地となっています。

農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

願出人は○○在住で、主に○○○に農地を○○○○○を行なっているが、○○ ○○○○を計画していたところ、公売地が立地条件に適していることから、取得したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は○○○㎡ですが、落札後は計画面積が○○○㎡となり、○○○○を行なう計画です。なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

以上でございます。

#### ○議長 (西名会長)

事務局から説明が終りましたので、地元委員から補足説明をお願いします。 この案件については、山城地区ですので、米山委員お願いします。

# 〇山城地区委員(米山委員)

今回の農地法第3条による競公売適格証明ですが、事務局の説明のとおりで、問題はないと思います。

#### ○議長(西名会長)

地元委員より説明が終りましたので、これより、質疑に入ります。 ご質問のある方は、挙手をしてください。

≪ 質問なし ≫

## ○議長 (西名会長)

それでは、質問もないようですので、採決に入ります。 それでは、ご賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。 ≪ 全員挙手 ≫

# ○議長 (西名会長)

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号は、証明書の交付をして参ります。

つづきまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と します。事務局から説明してください。

# ○事務局(佐野係長)

今月の第3条許可申請は無償移転が1件であり、譲受人は第3条の資格要件を全て充たしております。

議案書2ページから4ページの1番をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

永泰寺から芦川を挟み〇〇m ほど〇〇及び〇〇に位置する農地です。

譲受人は譲渡人の○にあたり、○の営農する農家を○○○こととなったため、経 営移譲したいとのことです。

以上でございます。

## ○議長 (西名会長)

事務局より、説明が終りました。これより、地元委員に補足説明をお願いします。 1番の案件につきましては、上九一色地区ですので、柿嶋委員お願いします。

#### ○中道地区委員(柿嶋委員)

事務局の説明のとおりです。〇筆で約〇〇〇㎡です。昨年皆さんが、上九一色に 視察に行かれて、状況はわかると思いますが、ここ数年引っ越す方が増えています。 視察した地区でも空き家が 3 軒か 4 軒でています。先祖代々の土地は残して、親の 代で、引っ越して、今後の農業経営に関して、通勤農業のようなかたちになってお ります。

今後もこういったことが、増えてくるかもしれません。この地区の地域性という ことで、理解し対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

## ○議長 (西名会長)

地元委員より説明をいただきました。

こういった場所ですので、農地がどうなるのか委員も心配していると思います。 幸いにも、こういった形で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇古るという案件です。 何か、皆様からありましたらお願いします。

≪ 質問・意見なし ≫

#### ○議長 (西名会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この案件に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

#### ○議長(西名会長)

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第2号の案件につきましては、許可書の交付をして参ります。

つづきまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局で説明してください。

# ○事務局(佐野係長)

今月の4条許可申請は1件であります。

議案書5ページの1番、地図は2ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

境川橋東詰交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は宅地、南面は道路、西面·北面は雑種地となっています。

農地区分は、第 1 種農地ですが不許可の例外で、敷地拡張で既存施設の敷地面積 1/2 以下と判断しました。

申請人は、○○○○○○○○を経営しているが、昭和○○年 6 月頃から、転用許可を受けずに○○○○として使用してきたとのことであり、今回始末書添付による申請となります。

以上でございます。

## ○議長 (西名会長)

事務局からの説明が終りました。地元委員より補足説明をお願いします。

1番の案件は、中道地区ですので、土屋三千雄委員にお願いします。

## 〇中道地区委員(土屋三千雄委員)

ただ今の議案に補足説明します。

この会社は、昭和○○年にできまして、○○○○○には、初めての○○ということで、農閑期には、ここで、アルバイト等で、地域住民も助かりました。詳細については、事務局の説明のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

#### ○議長 (西名会長)

地元委員より説明が終りましたので、質疑に入ります。

ご意見のある方はお願いします。

≪ 意見なし ≫

#### ○議長 (西名会長)

意見もないようですので、採決に入ります。

この案件にご賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

≪ 全員挙手 ≫

## ○議長 (西名会長)

全員の賛成をいただきましたので、議案第3号の1番の案件につきましては、1,000 m<sup>3</sup>未満の案件ですので、許可書の交付をして参ります。

つづきまして、議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請についてを 議題とします。

事務局で説明してください。

#### ○事務局(佐野係長)

今月の5条許可申請は、所有権移転が6件、使用貸借が2件、計8件となります。 議案書6ページの1番、地図は3ページの5条No.1をご覧ください。 申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。 平瀬浄水場から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地、南面・西面は道路 及び農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は北側の隣接地で○○○○○○を稼動しているが、○○○○○に伴い申請地を取得し○○○○○○○したいとのことです。

転用後は、○○○○○○○する予定です。

続きまして議案書の2番、地図は4ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。

平瀬浄水場から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・北面は農地、南面は道路、西面は原野となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は貸人の○○○にあたり、現在の○○が手狭になったため、申請地を○○○ ○○○○○○○□たいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇〇〇〇〇十る予定です。

続きまして議案書の3番、地図は5ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。 東部市民センター南交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は用悪水 路及び宅地、南面・西面は用悪水路及び農地、北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は隣接農地で○○○○○を行なっているが、農地が直接道路に面していないため、平成○○年2月頃から転用許可を受けずに○○○○○○○し使用してきたとのことであり、今回始末書添付による申請となります。

続きまして議案書7ページの4番、地図は6ページの5条No4をご覧ください。 申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。

向町二交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面・西面は宅地、南面は道路、北面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

転用後は、〇〇〇〇〇〇〇十る予定です。

続きまして、議案書の5番、地図は7ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。 雇用促進住宅東交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地及び農地、南面は農地、西面・北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

続きまして、議案書の6番、地図は8ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。

落合町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・北面は宅地、南面・西面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇〇〇及び〇〇〇〇を経営しており、主に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に伴い〇〇〇〇が不足していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 8 ページの 7 番・8 番、地図は 9 ページの 5 条No.7・8 の斜線で示した 5-7 の箇所と黒塗りで示した 5-8 の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。 万才橋西交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地及び宅地、南面は道路、西面・北面は道路及び農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地が立地条件に適しており、需要が見込まれるため、○○○○ ○○○○に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇〇〇〇〇十る予定です。

以上でございます。

#### ○議長 (西名会長)

事務局から説明が終りました。

ここで、地元委員から補足説明をお願いします。

1番と2番の案件は千代田地区ですので、末木委員、お願いします。

#### 〇千代田地区委員(末木委員)

先ほど事務局から説明がありましたとおりです。よろしくご審議のほど、お願い します。

#### ○議長(西名会長)

3番の案件は甲運地区ですので、森委員お願いします。

# ○甲運地区委員(森委員)

3番の案件は、前から利用していたのですが、始末書ということで、事務局の説明 のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

# ○議長 (西名会長)

4番の案件ですが、玉諸地区の田中委員、説明してください。

○玉諸地区委員(田中委員)

事案の内容につきましては、事務局の説明のとおりです。問題はないと思います ので、ご審議のほど、お願いします。

#### ○議長(西名会長)

5番と6番の案件については、山城地区です。5番について、關野委員お願いします。

## ○山城地区委員(關野委員)

5番の案件につきましては、事務局から説明がありましたとおり、平成○○年の6月に既に許可が出ております。説明のとおり○○○では、○○○○という理由です。そのため、今回、新たに○○○で申請がされたということで、特に問題はないと思います。以上です。

#### ○議長 (西名会長)

6番の案件につきましては、米山委員お願いします。

〇山城地区委員(米山委員)

事務局の説明のとおりで問題はないと思います。ご審議のほど、お願いします。

○議長(西名会長)

7番と8番は、大里地区ですので、菊島委員説明してください。

○大里地区委員(菊島委員)

この件ですが、問題はないと思います。水利も確認しましたので、差し支えないです。よろしくお願いします。

#### ○議長(西名会長)

地元委員から説明が終りました。

ここで質疑に入ります。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

≪ 質問・意見なし ≫

## ○議長 (西名会長)

特別に無いようですので、採決に入ります。それでは、この案件につきまして、 ご賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

# ○議長 (西名会長)

全員の方の賛成をいただきましたので、決定します。

議案第4号の内、5番から8番の案件につきましては、1,000 m以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件につきましては 1,000 ㎡未満の案件ですので、許可書の交付をしてまいります。

つぎに関連がございますので、報告第 1 号から第 6 号についての報告を受けたい と思います。事務局より、説明してください。

# ○事務局 (一ノ瀬主事)

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書9ページをご覧ください。 先月の総会案件のうち、4条及び5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をし た結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

10ページからは平成29年12月21日から平成30年1月20日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

## ○議長 (西名会長)

報告について説明がありました。

報告事項でありますが、何かありましたら、ご質問いただきたいと思います。

≪ 質問なし ≫

#### ○議長 (西名会長)

それでは、報告第1号から6号については、報告事項ですのでご了承願います。

#### ○議長(西名会長)

つぎに、議案第5号 平成30年2月告示分農地利用集積計画についてを議題とします。

事務局より説明してください。

#### ○事務局(吉沢技師)

今月は、新規設定8件、再設定36、計44件の申出がありました。

議案書は、17ページからになります。こちらの表は、新規設定です。

千代田・甲運・山城・中道北地区からの申出がありまして、合計面積は 11,230 ㎡です。中段の表を見ますと、平成 29 年度の目標面積 108,400 ㎡に対し、設定面積は 105,071 ㎡となり、達成率は 97%となります。

続いて、18ページ。こちらの表は、再設定です。

甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申出がありまして、合計面積は 58,019 ㎡です。中段の表を見ますと、平成 29 年度の目標面積 338,200 ㎡に対し、設定面積は 285,035 ㎡となり、達成率は 84%となります。

それでは、ページは19ページからになります。

19ページ1番から21ページ8番までは新規設定となっています。

22ページ9番から26ページ21番までは再設定となっています。

27ページ 22番から 34ページ 44番までは再設定の更新となっています。

今月につきましても、案件が44件と多くなっておりますので、補足説明が必要となる、農地所有適格法人の案件を読み上げさせていただきます。

その他につきましては、記載のとおりとなっています。

それでは、20ページ、4番と23ページ、11番・12番は借り手が同一のため、合

わせて説明します。

農地所有適格法人の案件となります。

申請地は、〇〇〇の農地8筆であります。

借り手については、平成 $\bigcirc\bigcirc$ 年 6 月 1 日に $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ を行いまして、今回が初の貸借となります。

農業用機械については、耕運機、トラクター、管理機、除草機、軽トラックと一通り所有しています。

以上、全ての案件の借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業 従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しておりま す。

これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による買い手及び、借手の要件を満たしております。以上です。

# ○議長 (西名会長)

事務局から、説明が終りました。

ここで、地元委員から説明が必要な案件があります。

それでは、利用権設定の4番、11番、12番の案件につきまして、山城地区の萩原 爲仁委員にお願いします。

#### ○山城地区委員(萩原爲仁委員)

#### ○議長 (西名会長)

萩原委員より説明がありました。

多様な担い手の中でも、旗頭になるような方で、〇〇〇〇〇〇〇〇として活用し、 農業センターでも普及振興進行させております〇〇〇〇〇〇〇〇にするなど第 2 弾 も考えているようです。

ご意見、ご質問のある方は、お願いします。

#### ○議長 (西名会長)

關野委員どうぞ。

# ○關野委員

事務局に確認ですが、利用権設定の 3 番ですが、貸人の方は、〇〇〇〇〇〇いるので、相続人の代表者名に訂正してください。

## ○議長 (西名会長)

事務局でしっかり訂正してください。 それでは、そのように訂正しますので、關野委員、ご了承ください。 他にはいかがでしょうか。

#### ○議長(西名会長)

それでは、質問もないようですので、採決に入ります。 議案第5号の案件に賛成される方は挙手をお願いします。 ≪ 全員挙手 ≫

# ○議長 (西名会長)

全員の賛成をいただきました。

議案第5の案件につきましては、決定をしてまいります。

つぎに、報告第7号「甲府市賃借料情報」についての報告をしてください。

# ○事務局(吉沢技師)

賃借料情報について、29 年分の新たな賃借料情報を集計しその情報に基づき、更新し、作成いたしましたので報告します。

この賃借料情報ですが、平成21年6月に施行されました「農地法の一部を改正する法律」の施行と同時に、それまでの標準小作料制度が廃止され、代わりに、農業委員会が農地の賃借等の動向その他の情報の提供を行うこととなりました、以来より多くの実態に即した情報を農家の方々に提供できるように作成しているものであります。

それでは、議案書 35 ページ、36 ページの報告第 7 号甲府市賃借料情報平成 30 年版の資料をご覧ください。

表の冒頭の説明文にありますように、平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月の 1 年分の情報を収集しております。また、金額は 10a 当たりとなっております。

35ページは、水稲、野菜、スイートコーン、ナスについての賃借料で、36ページが果樹、ブドウ、モモについての賃借料となっております。

また、作物の区分ごとに甲府市平均のほか、旧甲府市の山間地、旧甲府市の平坦地、旧中道町、旧上九一色村と地域区分を分けておりまして、原則として 1 筆を 1 件のデータとしておりまして、地域ごとに概ね 5 件以上のデータがあった場合に表示をさせて頂いております。

なお、この賃借料情報は 1 年間の実勢の賃借料を集計したもので、拘束力はありませんので、契約の際には当事者同士の話合いにより賃料を決定していただくものとなっています。以上です。

#### ○議長(西名会長)

賃借料情報ということで、データをまとめたものを平均値として、提示したもの

でございます。これは、あくまでも目安ということで、捉えていただければと思います。これは、報告事項でありますが、皆様から何かありましたらお願いします
≪ 質問・意見なし ≫

## ○議長 (西名会長)

よろしいでしょうか、それでは、これは、目安ということで、報告事項の取扱い にさせていただきます。ご了承願いたいと思います。

つづきまして、議案第6号「平成30年度臨時雇賃金等標準額について」、議題と します。事務局で説明してください。

# ○事務局 (岡係長)

つづきまして、議案第6号「平成30年度臨時雇賃金等標準額について」(案)で ございます。これにつきましては、毎年度、農業委員会事務局で近隣5市町村から 聞き取り及び資料をいただく中で、算定しました金額です。別紙をご覧ください。

そちらに甲府市を始めとしまして甲斐市、中央市、昭和町、南アルプス市、笛吹市とデータを出しております、今年の提示をする中で、大幅に違った点は、昨年の水稲の育苗で一枚あたり、1,350円に配達代、消費税込みということでしたが、平成29年度については、1,400円が一枚あたりの金額ということを確認しております。

あと、大きな点については、特にありません。

平成 28 年度が山間地、平坦地代かきが 7,800 円だったのですが、これはおかしいのではということで、代かきは山間地、について、8,600 円、平坦地については、8,000円という金額をご提示させていただきます。

なお、山梨県の最低賃金については、平成 29 年度の 10 月 1 日に改定されまして、 1 時間あたり 875 円、1 日に換算しまして、7,000 円になっております。

また、市のシルバー人材センターも比較してみまして、1時間あたり911円1日 に換算しまして、7,288円です。作業については、除草作業等の軽作業です。

技術的作業は、1時間あたり1,072円、一日あたり、8,576円です。

これにつきましては、刈り払い機を使った草刈で、別途機械の使用料が1時間200円支払われることになっています。

並びに、果樹の剪定は1時間あたり1,608円1日あたり、12,864円です。

同じく、葡萄の棚の張替えもシルバーで受けております。1時間あたり、1,286円の一日にあたり10,288円という金額が出ております。

参考として甲府市の消費者物価指数は平成 29 年度については、100.5%という指数がでております。これらを表の標準額の(案)ということで、読み上げます。

≪ 以下「平成30年度臨時雇賃金等標準額(案)朗読」

以上が平成30年度臨時雇賃金等標準額(案)でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

# ○議長(西名会長)

事務局からこの案件については、近隣の市町村の資料を添付したとおり、これら

の数値を勘案した中で、ご提示させていただきました。皆さんのご意見をいただき たいと思います。いかがでしょうか。

≪ 意見無し ≫

# ○議長 (西名会長)

内容的にも踏み込んで、平地と山間地の差をつけるなど細かい配慮がされた内容です。ここ 1、2 年、その点について、数値を勘案し臨時雇賃金等標準額を皆さんにお諮りでているところです。

平成30年度こういった内容でよろしいでしょうか。

ご賛成いただける方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

# ○議長 (西名会長)

全員の賛成をいただきましたので、この問題については、決定をしてまいります。 (案)の削除をお願いします。

以上で、予定している案件は全て終了しました。

議題以外のことで、何かありましたらお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

# ○事務局(岡係長)

事務局からよろしいでしょうか。

○議長 (西名会長)

どうぞ。

# ○事務局(岡係長)

ただ今の議案第6号平成30年度臨時雇賃金等標準額と報告第7号甲府市賃借料情報につきましては、農業委員会だより第71号の最終ページに掲載させていただく予定ですが、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

## ○議長(西名会長)

農家の皆様には、農業委員会だよりの中で、報告させていただきます。

他に意見はないでしょうか。

≪ 意見なし ≫

# ○議長 (西名会長)

それでは特別ないようですので、今年初めての 1 月総会の審議がみなさんのご協力で終了しました。感謝するとともに、議長の席を降ろさせていただきます。

午後3時50分 閉会

会	長	 ED
<b>送</b> 車兒眾 5	<del>、                                    </del>	(CT)
議事録署名	1安貝	
議事録署名	5委員	 ED